

名古屋市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第45号

名古屋市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市宅地造成等規制法施行条例（平成12年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

第 1 条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に、「宅地造成に」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に」に改める。

第 2 条中「造成主」を「工事主」に、「第 8 条第 1 項本文」を「第12条第 1 項」に、「第11条」を「第15条第 1 項」に、「第12条第 1 項」を「第16条第 1 項」に改める。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第5条第1項中「造成主」を「工事主」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第13条第1項」に、「造成主」を「工事主」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「造成主」を「工事主」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「次の各号」を「次」に改め、同項ただし書中「420,000円を」を「728,000円（同項に規定する土石の堆積に関する許可の申請をしようとする場合にあっては、156,000円）を」に、「420,000円と」を「728,000円（当該場合にあっては、156,000円）と」に改め、同項第1号中「宅地造成に関する」を削り、「切土又は盛土」を「盛土、切土又は土石の堆積」に、「あっては」を「あっては、」に改め、同項第2号中「切土又は盛土」を「盛土、切土又は土石の堆積」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表

工事をする土地の面積	盛土又は切土 をする場合 の金額	土石の堆積 をする場合 の金額
500平方メートル以内のもの	16,000円	13,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000円	16,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000円	19,000円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	60,000円	23,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	75,000円	33,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	100,000円	37,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	157,000円	45,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	244,000円	62,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	389,000円	85,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	559,000円	127,000円
100,000平方メートルを超えるもの	728,000円	156,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 19 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、題名の改正規定、第 1 条の改正規定（「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に、「宅地造成に」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に」に改める部分を除く。）、第 2 条の改正規定（「造成主」を「工事主」に改める部分を除く。）、第 5 条第 2 項の改正規定（「造成主」を「工事主」に改める部分を除く。）、第 7 条第 1 項の改正規定及び同条第 2 項本文の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制及び手数料については、なお従前の例による。

(新条例第 2 条等の適用に関する特例)

- 3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間におけるこの条例による改正後の名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（以下「新条例」という。）第 2 条、第 5 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、新条例第 2 条中「法第 12 条第 1 項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項本文」と、「法第 15 条第 1 項」とあるのは「旧法第 11 条」と、「法第 16 条第 1 項」とあるのは「旧法第 12 条第 1 項」と、新条例第 5 条第 2 項中「法第 13 条第 1 項」とあるのは「旧法第 9 条第 1 項」と、新条例第 7 条第 1 項中「法第 12 条第 1 項」とあるのは「旧法第 8 条第 1 項本文」と、同条第 2 項中「法第 16 条第 1 項」とあるのは「旧法第 12 条第 1 項」とする。